

業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年6月28日

奈良県知事 山下 真

## 第1 業務概要

### (1) 業務名

「県税窓口受付等業務委託」

### (2) 業務内容

別紙「県税窓口受付等業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務場所

大和郡山市満願寺町60-1（郡山総合庁舎）

奈良県自動車税事務所自動車税第一課及び徴収課

大和郡山市額田部北町981-8（奈良県自動車会館）

奈良県自動車税事務所自動車税第二課

大和高田市片塩町12-5（大和高田市市民交流センター）

奈良県中南和県税事務所高田窓口センター

吉野郡吉野町上市133（吉野町中央公民館）

奈良県中南和県税事務所吉野窓口センター

### (4) 業務期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで。

ただし、土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

### (5) 契約金額及び令和6年度の上限額

契約金額（36ヶ月間）：289,300,000円（税込み）

令和6年度（6ヶ月）：48,217,000円（税込み）

〈令和7年度以降の目安〉

令和7年度（12ヶ月） 96,433,000円（税込み）

令和8年度（12ヶ月） 96,433,000円（税込み）

令和9年度（6ヶ月） 48,217,000円（税込み）

（金額には消費税及び地方消費税に相当する額〔10%〕を含みます。）

## 第2 公募型プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書(後記第6(3)に記述する業務提案書をいう。以下同じ)の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 過去5年以内(平成31年4月1日から令和6年3月31日の間)において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた者でないこと。
- (5) 提案書の提出時点において、奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年奈良県告示第425号)に定める競争入札の参加資格のうち、営業種目大分類「Q役務の提供」のいずれかの登録がある者であること。
- (6) 過去5年以内(平成31年4月1日から令和6年3月31日の間)において、国又は地方公共団体で窓口受付等業務を1年間以上受託し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が付与するプライバシーマークの認証を受けており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を整備していること。

## 第3 暴力団排除条例に伴う留意事項

前記参加資格とは別に奈良県暴力団排除条例(平成23年奈良県条例第35号)に基づく欠格条項があるので、留意すること。(後記第9 契約の不締結および第10 契約の解除参照)

## 第4 公募型プロポーザル担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟4階  
奈良県総務部税務課税制企画管理係

電 話 0742-27-8363  
FAX 0742-26-3674  
電子メール zeimu@office.pref.nara.lg.jp

#### 第5 公募型プロポーザル参加意思表示の手続き

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、あらかじめ、プロポーザル参加意思表示書（実施要領別記様式1）を下記により提出してください。

- ①提出期日 令和6年7月22日（月）午後5時（必着）
- ②提出先 第4に掲げる場所
- ③提出方法 持参、郵送、電子メールまたはFAX（郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に「県税窓口受付等業務委託プロポーザル参加意思表示書在中」と朱書きしてください。電子メールまたはFAXの場合は送信後、受信確認の電話連絡をしてください。）

#### 第6 公募型プロポーザル手続き等

##### （1）実施要領、審査要領及び業務仕様書の交付期間及び交付場所等

- ①交付期間 令和6年6月28日（金）から令和6年7月22日（月）まで  
（土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- ②交付場所 第4に掲げる場所  
なお、実施要領、審査要領及び業務仕様書は奈良県税務課ホームページからもダウンロードできます。

##### （2）質問の受付及び回答

- ①提出方法 質問がある場合は、実施要領の別紙質問票により電子メールまたはFAXで提出し、受信確認の電話連絡をしてください。
- ②提出先 第4に掲げる場所
- ③受付期間 令和6年6月28日（金）から令和6年7月9日（火）（必着）  
（土日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- ④回答 令和6年7月16日（火）  
奈良県税務課ホームページに掲載します。  
質問がない場合は掲載しません。  
なお、回答内容に関する再質問は一切受付しません。

##### （3）業務提案書の提出

- ①提出期限 令和6年7月29日（月）午後5時（必着）
- ②提出先 第4に掲げる場所
- ③提出方法 持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に、「県税窓口受付等業務委託プロポーザル業務提案書在中」と朱書きしてください。）
- ④提出物 「業務提案書」  
実施要領別記様式2 業務提案書（表紙）  
実施要領別記様式3 参加資格確認申請書

実施要領別記様式4 業務の実施方針及び評価項目に関する業務提案

実施要領別記様式5-1 見積書

実施要領別記様式5-2 積算内訳書

⑤提出部数 正本1部 副本5部（副本は実施要領別記様式4のみ）

(4) ヒアリング及びプレゼンテーション

令和6年8月2日（金）〈予定〉に実施します。

ヒアリング及びプレゼンテーションの方法（対面及び書面による審査）、場所等の詳細についてはプロポーザル参加意思表明書を提出していただいた後、別途通知します。

(5) 受託業者の特定

①特定について

〔1〕提出された提案書の内容を別に定める「県税窓口受付等業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査委員会において審査、評価し、審査委員会の評価得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として特定します。

〔2〕最も高い評価得点を得た者の得点が、評価得点の満点（以下「総得点」という。）の6割に満たない場合は特定しません。

〔3〕評価得点の合計が同点の場合は、見積額が低い者を最優秀提案者として特定します。

〔4〕見積額が同額の場合は、後日対象者を呼び出し、くじにより最優秀提案者として特定します。

〔5〕1者のみの参加の場合、当該1者のみで審査の手続きを実施し、評価得点の合計が総得点の6割以上の場合、最優秀提案者として特定します。

〔6〕2者以上の参加で審査を実施したのち、最優秀提案者として特定された者（以下「特定者」という。）との協議が不調に終わった場合、審査委員会において順位付けられた総得点の6割以上の上位の者から順に特定者とします。

②見積額について

見積額が、前記第1（5）の契約金額及び令和6年度の上限額を超えている場合は、特定しません。

③通知について

提案書を提出した者には、全応募者の採点結果表を付して特定又は非特定の通知をします。

（最優秀提案者及び通知の相手方以外の応募者名は表示しません。）

第7 受託業者を特定するための評価項目及び評価基準ならびに評価点配分  
別紙1のとおり

第8 契約の締結

(1) 特定者と協議のうえ、予算の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、特定者との間で協議が不調に終わった場合は、審査委員会において順位付けられた、総得点の6割以上の上位の者から順に契約締結の協議を行い、業務委託契約を締結します。

ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約書作成の要否

要します。契約書作成に要する費用については特定者による負担とします。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

## 第9 契約の不締結

特定者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められたときは、特定者と契約を締結しないものとします。

- ① 特定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 第10 契約の解除

契約締結後、契約者について第9の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。

この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、第9の①、③、④及び⑤中「特定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 第11 その他

- (1) 本件公募型プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託業者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。
- (3) 令和7年度以降については、この業務に係る予算が減額又は削除された場合に、委託期間内であっても契約を変更又は解除する場合があります。
- (4) 業務開始日に奈良県収入証紙指定売りさばき人の指定を受けることができるよう、奈良県収入証紙条例に基づき申請手続き等を行ってください。  
また、業務終了日に奈良県収入証紙指定売りさばき人の廃止が完了するよう、奈良県収入証紙条例に基づき申請手続き等を行ってください。